

医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領

(目的)

第1 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第3項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号及び第2号の適用について相談があった場合(以下「有床診療所の開設等の相談」という。)の事務を円滑かつ適正に処理するため、この要領を定める。

(判断における留意事項)

第2 有床診療所の開設等の相談があった事案が医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定される「医療審議会の意見を聴いて都道府県知事が認める診療所」に該当するか否か(以下「有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否」という。)の判断にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号における「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)

イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) 同項第2号における「へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」とは、(1)以外の診療所であって、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

(3) (2)のうち、「へき地の医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」(以下「へき地医療診療所」という。)とは、次の要件を満たす診療所(入院機能を必要とする診療所に限る。)であること。

ア 設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)30分以上要するものであること。

イ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

ウ ア及びイのほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断

し、厚生労働大臣に協議し適当と認められる地区に設置するものであること。

エ 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に、当該地区がアからウとなる場所に開設されている診療所であること。

(4) (2)のうち、「小児医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」(以下「小児医療診療所」という。)とは、次の要件を満たす診療所であること。

ア 小児科又は小児外科を標榜すること。

イ 小児科専門医(日本小児科学会認定)又は小児外科専門医(日本小児外科学会認定)の資格を有する者が管理者となること。

(5) (2)のうち、「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」(以下「周産期医療診療所」という。)とは、次の要件を満たす診療所であること。

ア 産科又は産婦人科を標榜すること。

イ 分娩を取扱うこと。

ウ 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

(基準の判断方法)

第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)へ意見を聴き、その必要性が認められたものであること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

ア 第2(1)の基準の確認にあたっては、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、有床診療所の開設等をしようとするもの(以下「計画者」という。)から直接聴取すること。

イ 第2(1)アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。

なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を計画者本人から直接聴取すること。

ウ 第2(1)イからキの基準の確認にあたっては、その機能を有することを証する書類を提出させるとともに、計画者本人から直接聴取すること。

(2) へき地医療診療所

第2(3)の確認にあたっては、医務課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。

(3) 小児医療診療所

第2(4)イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医

であることを証する書類（専門医認定証の写し等）を提出させること。

(4) 周産期医療診療所

第2(5)ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。

ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。

イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

(整備計画書)

第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所(以下「所管保健所」という。)は、計画者に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

2 前項による地域の関係団体との協議の後、所管保健所は、相談者から有床診療所整備計画書(別添様式、以下「整備計画書」という。)の正本及び副本を各1部提出させる。

3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所(瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。)に整備計画書の副本を送付するとともに、医療計画課に写しを送付して取扱いについて協議する。

4 基幹的保健所は、所管保健所が医療計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

また、所管保健所は、推進委員会において当該計画が不相当であるとされた場合には、計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。

上記指導にもかかわらず、計画者が整備計画書の見直し、取り下げ等を行わなかった場合は、計画者から提出されている病床整備計画書に基づき、医療審議会の意見を聴くこととする。

(医療審議会での意見聴取)

第5 医療計画課は、推進委員会の意見を聴いた計画については、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について判断する。

(審査結果の通知)

第6 医療計画課は、所管保健所から送付のあった計画に関し、当該有床診療所に関する有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。

2 所管保健所は、前項の通知の内容を整備計画書の提出者に通知する。

(推進委員会等への報告)

第7 所管保健所(基幹的保健所)は、医療計画課から通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告する。

(届出後の指導)

第8 届出された診療所の病床については、医療法第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会に当該病床が整備計画書に記載された趣旨に沿って使用されていることを確認し、適切でない運用をされている場合には厳格に指導すること。

(その他)

第9 豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所、一宮市保健所及び豊田市保健所とする。

2 名古屋市については、医療計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。

3 尾張西部医療圏については清須保健所、西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行し、平成29年7月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成３０年１０月２３日３０医福第６４５号）
この要領は、平成３０年１０月２３日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日３１医計第３９号）
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３０日３１医計第８４５号）
この要領は、令和２年３月３０日から施行する。

附 則（令和２年１２月２８日２医計第６６３号）
この要領は、令和２年１２月２８日から施行する。

附 則（令和３年４月１日３医計第１５４号）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。